

議案第 78 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第60項中「第3項」を「第5項」に、「関する」を「係る」に改め、「申請1件につき、」及び「を、当該申請に係る建築物のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅(同法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)の数(以下「同時申請住宅数」という。)で除して得た額」を削り、同項第1号中「住宅」の次に「(同法第2条第1項に規定する住宅をいう。この項から第66項までにおいて同じ。)又は住戸」を、同項第2号から第8号までの規定中「住宅」の次に「又は住戸」を加え、同表第61項中「申請1件につき、」及び「を、当該申請に係る建築物のうち、同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同項第1号から第8号までの規定中「住宅」の次に「又は住戸」を加え、同表第62項中「のほか徴収する。申請1件につき」を「に」に、「を同時申請住宅数で除して得た額に4,200円を加えて得た額」を「及び4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額」に改め、同項第8号中「7500平方メートル」を「7,500平方メートル」に改め、「等(形状)」を削り、「」をした住宅」を「の住戸の種類」に改め、同項第9号中「7500平方メートル」を「7,500平方メートル」に改め、同表第63項中「のほか徴収する。申請1件につき」を「に」に、「を同時申請住宅数で除して得た額に4,200円を加えて得た額」を「及び4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額」に改め、同表第64項中「のほか徴収する。申請1件につき」を「に」に、「同時申請住宅数で除して得た」を「加えた」に改め、同表第65項中「のほか徴収する。」を「に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額を加えた額」に改め、第1号及び第2号中「1件につき」を削り、同表第66項中「の規定による譲受人を決定した場合における」を「又は第3項の規定による」に改め、「1件につき」を削り、同表第83項中「水産物の貯蔵」を「危険物の貯蔵」に、「、及び」を「及び」に改め、同表備考3(2)中「申請1件につき、」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同表備考3(3)を削る。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議 案 説 明

議案第 78 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、区分所有の共同住宅における長期優良住宅の認定申請に係る手数料について、所要の改正を行おうとするものです。